

公共工事設計労務単価公表要領

(趣旨)

第1条 公共工事の執行については、透明性・客観性・妥当性の確保が求められており、これらを確保する観点から、積算基準類の一つでもある設計労務単価（以下「労務単価」という。）を公表することにより、請負者の的確な見積りに資するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

(公表の内容)

第2条 公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公表の対象は

常陸大宮市が発注する建設工事等の積算に用いる労務単価とする。

(2) 公表の範囲

茨城県土木部より公表されている単価を採用（茨城県土木部を常陸大宮市と読替え適用）しており、これらを掲載する。

(公表方法)

第3条 公表の方法は、インターネットによるものとし、茨城県土木部検査指導課ホームページ内で掲載されているものについて、茨城県土木部を常陸大宮市と読み替えることで、常陸大宮市のホームページ上での掲載に代わって公表しているものとする。

(閲覧留意事項)

第4条 労務単価の具体的内容等について、電話、来訪等による問合せには一切応じないものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する